

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年11月29日認可した。

平成25年12月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）黒助池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）白水池地区
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上井西股地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）旧上井西廻り地区
立満池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大野南地区
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西吉田地区
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）赤池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）奥下池東地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮池大道地区